

# 申請から補助金の受領までの流れ(オンライン)

## 01 申請書類の準備

- 1 本ホームページ内にある「[川崎市止水板購入促進補助金交付申請書\(第1号様式\)](#)」に必要事項を記載したもの
- 2 建築物の配置図等に簡易型止水板の[設置予定箇所を示した図面](#)(設置予定場所の写真等)
- 3 簡易型止水板の[仕様が分かる書類](#)(カタログの写し等)
- 4 [見積書等](#)の写し
- 5 [本人確認書類](#)(顔写真のある本人確認書類(運転免許証、パスポート等)の場合は1点とし、顔写真のない官公署等から発行された本人確認書類の場合は2点とする。)の写し

以上5点について、PDFや画像ファイル等にしたものを準備します。

## 02 申請データの送付

オンラン手続きかわさき(e-KAWASAKI)にて上記5点をアップロードし、申請手続きを[令和8年5月25日\(月\)～令和9年1月29日\(金\)](#)にお願いします。

※令和8年5月25日(月)に申請するためのリンクを掲載予定です。

## 03 決定通知書の受領

「02 申請データの送付」で提出いただいた申請の内容等を本市で審査し、**適当と認め**たときは、申請者宛てに決定通知書を送付します。

※不**適当と認め**たときは、不交付決定通知書を申請者宛てに通知します。

申請内容を変更する場合又は  
購入を中止する場合のみ確認

簡易型止水板の購入前に、「[川崎市止水板購入促進補助金変更・中止申請書\(第4号様式\)](#)」を提出してください。承認することが**適当と認め**たときは**変更・中止決定通知書**を、**不**適当と認め**た**ときは**変更・中止不承認通知書**をそれぞれ本市から送付します。

購入中止の決定…以上で終了です

申請内容の変更…次の処理へ

申請内容の変更・購入  
の中止がない場合

次ページへ進みます

## 04 簡易型止水板の購入

- ・決定通知書が届いた後、簡易型止水板の購入を行ってください。決定通知書が届く前に購入した簡易型止水板は補助金の対象外になります。
- ・購入時に、購入日付・納品日付・氏名・品名・製品名・金額の内訳が明記された領収書を忘れずに受け取ってください。(領収書が発行されない場合、購入費を証する書類の用意が必要です。)

## 05 購入完了の報告準備

- 1 本ホームページ内にある「川崎市止水板購入促進補助金購入完了報告書(第7号様式)」に必要事項を記載したもの
- 2 領収書の写し(購入日付・納品日付・氏名・品名・製品名・金額の内訳が明記されているもの。領収書が発行されない場合は、購入費を証する書類)
- 3 購入した簡易型止水板の写真
- 4 交付決定者の振込先預金口座の預金通帳の写し等振込先が分かるもの

以上4点について、PDFや画像ファイル等にしたものを準備します。

## 06 購入完了の報告

オンラン手続きかわさき(e-KAWASAKI)にて上記4点をアップロードし、簡易型止水板の納品日から起算して14日以内に報告をお願いします。

※令和8年5月25日(月)以降に報告するためのリンクを掲載予定です。

## 07 確定通知書の受領

「06 購入完了の報告」で報告いただいた内容等を本市で審査し、購入が適正に行われたものであると認めるときは、交付決定者宛てに確定通知書を送付します。

## 08 補助金の受領

本市から、「06 購入完了の報告」で指定いただいた振込先に支払いします。